

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(W e b会議【発注者指定型】)**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(W e b検査【発注者指定型】)**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# 道路附属物等寿命化修繕計画策定業務 仕様書

## (目的)

第1条 本業務は、徳島県が管理する道路附属物等、18基（大型カルバート：9基、横断歩道橋：6基、門型標識：3基）の令和元年度から令和5年度までの点検結果及び修繕工事の実績等を基に、徳島県道路附属物等長寿命化修繕計画（令和4年3月）（以下「現計画」という。）の更新を行うものである。

業務の実施においては、本仕様書によるほか、以下の要領に従うものとする。

・シェッド、大型カルバート等定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局

・横断歩道橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局

・門型標識等定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局

なお、これら以外の図書を使用する場合は監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

## (貸与資料等)

第2条 業務に必要な次の資料を貸与する。

- ・R3道整国道193号他・県全域道路附属物等長寿命化修繕計画策定業務（成果報告書）
- ・R元年度～R5年度に完了した道路附属物等点検業務（電子成果品）
- ・R元年度～R5年度に完了した道路附属物等修繕設計業務（電子成果品）
- ・R元年度～R5年度にしゅん工した道路附属物等修繕工事（電子成果品）
- ・対象道路附属物等一覧表

## (業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

### 1. 点検結果及び修繕履歴の収集・整理

対象施設に関する「貸与資料等」を収集し、施設毎の点検結果及び修繕履歴を整理して、基礎データを作成する。計画策定は基本的に点検時に判定された区分I～IVを基に策定を行うものとする。

### 2. 各道路附属物等の補修計画策定

各道路附属物等の補修計画策定（補修対象の抽出、補修工法の選定、概算工事費の算出）を行う。

なお、計画策定は基本的に点検時に判定された区分I～IVを基に策定を行うものとし、健全度評価に際しては、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領平成31年2月、横断歩道橋定期点検要領平成31年2月、門型標識等定期点検要領平成31年2月」に基づくこと。

各道路附属物等の主な作業内容は、点検実施時期により以下のとおりとする。

#### 【令和3年度～令和5年度】

- ・各道路附属物等の補修計画策定。（補修対象の抽出、補修工法の選定、概算工事費の算出）

#### 【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で策定している各道路附属物等の補修計画を更新。（現計画策定時と点検結果（調書）が変わらないため、抽出結果、工法のチェック、補修工法単価の更新が主な作業）

### 2-①. 補修対象部材の抽出

道路附属物等毎に損傷状態、環境条件および使用条件等を踏まえ将来的な劣化予測を行い補修部材の抽出を行う。

#### 【令和3年度～令和5年度】

- ・補修対象部材の抽出。

なお、定期点検において「判定区分Ⅲ」に判定された橋梁は、概ね、次回点検時までに補修対策に着手できるように年次計画を立てる。

【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で抽出している補修対象部材の更新。

2-②. 補修工法の選定

補修が必要となる道路附属物等について、一般的な補修工法の選定を行う。なお、ライフサイクルコストの縮減を行うため、従来の事後保全的な対策から予防保全的な対策へ転換することを念頭において工法の見直し・選定を行う。

工法選定時に新技術を活用した際の費用縮減についても検討し、概算縮減費を算出する。

【令和3年度～令和5年度】

- ・補修工法の選定。

【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で決定している補修工法の見直し。

2-③. 概算工事費の算出

各道路附属物等ごとに、従来の事後保全的な対策を行った場合と予防保全的な対策へ転換した場合について、概算工事費を算出する。

【令和3年度～令和5年度】

- ・概算工事費の算出。

【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で算出している概算工事費の見直し。

3. 修繕年次計画の策定

第3条第2項及び第3条第2項①～③で作成した各道路附属物等の補修計画を用いて、各年度間の予算のばらつきを避けるため、予算の平準化を行う。

このとき、道路附属物等の損傷度および施設諸元に対する優先度について、現計画で決定している点数による点数化を行い、全道路附属物等の補修優先順位を設定し、修繕年次計画を策定する。

4. 修繕計画のとりまとめ

- ・補修工法・劣化予測方法・予算状況などについて発注者と協議を行い、修繕計画の取りまとめを行う。
- ・計画全体の方針として、老朽化対策における基本方針、新技術等の活用方針、費用の縮減に関する具体的な方針（横断歩道橋については、集約・撤去等を含め検討し記載）を定める。
- ・計画全体の目標として、集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を定める。
- ・個別の施設ごとの事項（施設の諸元、直近における点検結果及び次回点検年度、対策内容、対策の着手・完了予定年度、対策に係る全体概算事業費）を一覧表形式等で整理する。
- ・長寿命化修繕計画策定による効果を把握するため、対象施設について、今後50年間の年度毎の概算修繕費を算出し、従来の事後保全的な修繕による手法とのコストの差額を算定する。

5. 報告書の作成

上記の内容を整理し、その根拠資料とともに、業務報告書の取りまとめを行う。

6. 打合せ

打合せは、業務着手時（1回）、中間打合せ（1回）、成果物納入時（1回）の計3回とする。